

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法（平成9年法律第123号）第50条	居宅介護サービス費等の額の特例	介護保険課

1 審査基準は、介護保険法（平成9年法律第123号）第50条及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条に定める基準を審査基準とするほか、次のとおりとする。

(1) 災害による特例

次表の損害の割合及び前年中の合計所得金額に応じ、同表に定める割合とする。

前年中の合計所得金額 損害の割合	500万円以下	500万円を超え 750万円以下	750万円を超え 1,000万円以下
30パーセント以上 50パーセント未満	100分の95	100分の92.5	100分の91.25
50パーセント以上	100分の100	100分の95	100分の92.5

(2) 所得の減少による特例

次表の所得減少の割合及び前年中の合計所得金額に応じ、同表に定める割合とする。

前年中の合計 所得金額 損害の割合	300万円以下	300万円を超え 400万円以下	400万円を超え 600万円以下	600万円を超え 750万円以下	750万円を超え 1,000万円以下
30パーセント以上 40パーセント未満	100分の93				
40パーセント以上 50パーセント未満	100分の94				
50パーセント以上 70パーセント未満	100分の97	100分の96	100分の95		
70パーセント以上 90パーセント未満	100分の99	100分の98	100分の97	100分の95	100分の93
90パーセント以上	100分の100	100分の100	100分の100	100分の99	100分の98

2 標準処理期間は、2月とする。